

東村山市 DX 推進基本方針

「デジタルのチカラで素敵な明日へ」

令和 4 年（2022 年 3 月）

東村山市

目次

1.	はじめに	1
2.	概要	2
2.1.	目的	2
2.2.	位置づけ	2
2.3.	方針の期間	2
3.	DX について	3
3.1.	DX とは	3
3.2.	DX の段階	3
4.	東村山市が目指す DX	4
4.1.	DX の使命（ミッション）	4
4.2.	DX の目標（ビジョン）	4
4.3.	行動指針（バリュー）	5
5.	DX 推進に向けた重点項目	8
5.1.	手続きのデジタル化・オンライン化の推進	8
5.2.	マイナンバーカードの普及促進	8
5.3.	デジタルワークプレイスの構築	8
5.4.	業務の徹底的な効率化	9
5.5.	データ利活用の推進	9
5.6.	情報システム・ネットワークの最適化	10
5.7.	地域全体の DX 推進	11
5.8.	IT ガバナンスの確保	13
6.	推進体制	14
6.1.	体制・組織文化	14
6.2.	人材の育成・確保	14
7.	DX 推進に向けた工程表（ロードマップ）	15

1. はじめに

東村山市（以下、「当市」という。）は、高度成長期の人口の急激な増加を背景に自然と都市機能のバランスを保ったまちづくりを進め、豊かな自然に恵まれた都市近郊のベッドタウンとして発展してきましたが、近年、人口減少・少子高齢化や自然災害や環境問題の深刻化、公共インフラの老朽化問題の顕在化など、行政課題は高度化・複雑化してきており、これまでと同じように人口が増え、経済が拡大する成長を前提とした従来型のまちづくりを進めることは難しくなっています。

また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を契機に、社会全体で生活様式や働き方に大きな変化が生じており、東村山市においても新型コロナウイルス感染症拡大防止のための緊急事態宣言下を実施した職員の交代勤務、公共施設の休館、イベントの中止・延期等の経験を通じて、現在の行政手法のあり方が十分ではないことを強く認識することとなりました。

また、市民生活においても SNS やテレワーク、オンラインショッピング、キャッシュレス決済などの活用が浸透し、デジタル技術は私たちの生活に欠かせないものとなっています。

このような状況を踏まえ、当市では令和 3 年（2021 年）3 月に「東村山市第 5 次総合計画わたしたちの SDGs」を策定し、市民や事業者等、多様な主体との連携や、著しい進展を遂げているデジタル技術の活用などの新しい手法を積極的に取り入れながら、未来を起点とした長期的なまちづくりに取り組むこととしました。

当市はこれまで経験したことのない厳しい状況のなかでまちづくりを進めていくこととなりますが、このピンチをチャンスに変えていくために、デジタル技術の持つ可能性を正しく認識し、市役所だけではなく、市民や民間事業者、団体などを含めた地域全体でデジタル・トランスフォーメーション（以下、「DX」という。）を推進していくこととします。

2. 概要

2.1. 目的

東村山市 DX 推進基本方針（以下、「本基本方針」という。）は、当市が目指す DX に関する考え方や方向性を明確化・可視化し、市職員と市民、民間事業者、団体等のまちな関わる様々な人々が認識を共有しながら、地域全体で DX を推進することを目的として策定します。

2.2. 位置づけ

本基本方針は、東村山市第 5 次総合計画に掲げる「計画推進のための都市経営」を図るうえで、ICT の活用に関する基本的な考え方や方向性を示すものとして位置付けるとともに、「東村山市のスマートシティに関する基本的な考え方¹」を包含する地域全体の DX 推進に関する方針として位置づけます。また、国が示す以下の計画等に相当するものとして位置づけます。

- ・ 官民データ活用推進基本法第 9 条第 3 項で定める「市町村官民データ活用推進計画²」
- ・ 「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針³」及び「デジタル・ガバメント実行計画⁴（令和 2 年（2020 年）改定版）」が示す方向性を踏まえ、当市が推進すべき方針
- ・ 「自治体デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進計画⁵」が示す取り組み事項を当市で具体化するための方針

2.3. 方針の期間

デジタル技術は著しいスピードで日々進展しており、国のデジタル化政策や社会動向についても常に変動していくことが予測されることから、本基本方針の期間は定めず、社会動向の変化に伴い必要と判断される場合は適宜見直すものとします。

1 東村山市におけるスマートシティの概念や今後の取り組み姿勢等についての考え方を整理するために令和 3 年（2021 年）3 月に策定したもの。

2 官民データ活用推進基本法に基づき市町村が努力義務として策定する、区域における官民データ活用の推進に関する施策についての基本的な計画。

3 国がデジタル社会の将来像、IT 基本法の見直し、デジタル庁設置等についての考え方を示すために作成した方針。令和 2 年（2020 年）12 月閣議決定。

4 行政のあり方そのものをデジタル前提で見直す「デジタル・ガバメント」の実現に向け、国が平成 30 年（2018 年）に策定した計画で、令和 2 年（2020 年）12 月に国・地方デジタル化指針などを盛り込んだ改定版が閣議決定された。現在は令和 3 年（2021 年）12 月に策定された「デジタル社会の実現に向けた重点計画」に統合されている。

5 デジタル社会の構築に向けて自治体に取り組むべき各種施策を着実に進めていくために国が令和 2 年（2020 年）12 月に策定した計画。

3. DX について

3.1. DX とは

DX という言葉は平成 16 年（2004 年）にスウェーデンのウメオ大学のエリック・ストルターマン（Erik Stolterman）教授が提唱した概念で、「進化し続けるデジタル技術を使い、人々の暮らしを豊かにすること」であるといわれています。

平成 30 年（2018 年）に経済産業省が公表した「デジタルトランスフォーメーション（DX）を推進するためのガイドライン」では、「企業がビジネス環境の激しい変化に対応し、データとデジタル技術を活用して、顧客や社会のニーズを基に、製品やサービス、ビジネスモデルを変革するとともに、業務そのものや、組織、プロセス、企業文化・風土を変革し、競争上の優位性を確立すること。」と定義されているほか、企業や団体においても様々な定義がされています。

3.2. DX の段階

一般的に、DX には「デジタイゼーション」、「デジタルライゼーション」、「デジタル・トランスフォーメーション」の 3 つの段階があるといわれています。

「デジタイゼーション」は、デジタル化の最初の段階で、既存の業務プロセスは変化させることなく、単純に紙などのアナログ情報をデジタル情報に置き換えることです。

「デジタルライゼーション」は、アナログ情報をデジタル情報に変換するだけでなく、デジタル技術を利用して業務プロセスを変革し、効率化やコストの削減、付加価値の向上を実現することです。

「デジタル・トランスフォーメーション」は DX の最終段階で、デジタル技術の活用によって、部分的な業務プロセスにとどまらず、ビジネスモデルや組織文化などの既存の仕組みそのものを変革し、新たな価値を創出することです。

この 3 つの段階は、必ずしも順を追って実施する必要はありませんが、個々の業務がどの段階にあるかを把握するうえでの目安となり、課題の分析や目標の設定、関係者間での認識の共有などに役立てることができます。

4. 東村山市が目指す DX

4.1. DX の使命（ミッション）

本基本方針では、地方自治法が掲げる「住民の福祉の増進」、東村山市第5次総合計画基本構想の将来都市像「みどりにぎわい いろどり豊かに 笑顔つながる 東村山」及び同計画の基本目標である「まちの価値の向上」、「ひとの活力の向上」、「くらしの質の向上」の実現、東村山市みんなが進めるまちづくり条例が掲げる基本理念及び基本原則に基づくまちづくりの実現を当市の DX の使命（ミッション）として定義します。

4.2. DX の目標（ビジョン）

「デジタルのチカラで素敵に明日へ」

デジタル技術は想像を超えるようなスピードで日々進展しており、私たちの社会生活に大きな影響を与えています。スマートフォンの普及や AI⁶や IoT⁷などの活用が進んだ結果、デジタル技術はより身近なものになり、これまでは不可能だったようなこともデジタル技術によって実現できるようになってきています。

一方で、行政サービスの多くはアナログ技術が中心だった時代の仕組みをもとにつくられており、必ずしもデジタル技術が持つ潜在的な可能性を十分に発揮できる状態とはなってはいないことから、サービスそのものを根本的に再構築しデジタルを前提としたものに見直ししていくことが求められています。

このようなことを踏まえ、本基本方針では当市における DX を「行政サービスの内容、業務プロセス、政策、制度、組織、文化などを、デジタル技術の存在や飛躍的な進展を前提にデザインし直すことにより、市役所を含めた地域全体に変革を起こし、地域の課題解決や日々の生活を豊かにする様々な価値をもたらすこと」と定義します。

市役所だけでなく、地域全体で DX を進めることで、誰一人取り残すことなく、市民、事業者、団体、市職員など、まちに関わるすべての人々に、利便性、快適さ、健やかさ、安全・安心、生きがいや働きがい、社会的なつながり、たのしさ、成長や自己実現、まちの魅力など、様々な価値をもたらすことを目指します。

6 Artificial Intelligence（人工知能）の略語で、人間にしかできなかったような高度に知的な作業や判断をコンピュータにより行えるようにしたもの。

7 Internet of Things（モノのインターネット）の略語で、身の周りのあらゆるモノがインターネットにつながることを。

4.3. 行動指針（バリュー）

本基本方針では、以下を当市の DX を着実に進めるうえで市職員が意識すべき行動指針として定めます。

4.3.1. 本質を理解して本気で取り組む

- ・ 持続的なまちづくりを継続していくうえでデジタル化を進めていくことは不可欠です。これまでの考え方に捉われることなく、「まずはデジタル技術を活用することはできないか検討してみる」というデジタルファーストの発想をもって取り組みます。
- ・ デジタル化はあくまでも手段であり、それ自体が目的ではありません。手段が目的化してしまうことがないように、「本来目指したいことは何なのか」といったデジタル化以前のことを突き詰めて考え、デジタル技術の活用とそれ以外の選択肢の両方を念頭に置きながら、広い視野と柔軟な思考をもって取り組みます。
- ・ 漫然とデジタル技術を導入するのではなく、制度や政策、組織のあり方等を変革する意識を持って取り組みます。
- ・ DX は短期的・一過性の取り組みではないことや一朝一夕に実現できるものではないことを十分に認識した上で、現状に対する強い危機感と絶対に実現するという気概をもって取り組みます。

4.3.2. 当事者意識を持って取り組む

- ・ デジタル化はまちづくりのあらゆる分野・領域において進めていく必要があることから、ICT 部門やベンダー事業者、あるいは、現場やマネジメント層などに任せきりにすることなく、すべての職位、職層、部署において「自分ごと」として取り組みます。

4.3.3. ユーザー視点で取り組む

- ・ これまで、国や地方自治体がつくるサービスは、サービス提供者の視点でつくられたものが多く、業務の効率化につながってはいても、ユーザーにとっては使いやすいものとなっていないことも少なくありませんでした。
- ・ 今後はサービスをユーザー中心の思想で作り、ユーザーからのフィードバックを受け改善を加えていくプロセスを繰り返していくことで、より良いサービスをつくりあげていくことが重要になります。
- ・ サービスを設計する際には、「誰のためのサービスなのか（ユーザーは誰か）」ということをしかりと考え抜いたうえで、国の「デジタル社会の実現に向けた重点

計画⁸」が掲げる「サービス設計 12 か条」も踏まえながら、誰にでもわかりやすく、使いやすいサービスを提供することを目指します。

〈サービス設計 12 箇条〉

- 第1条 利用者のニーズから出発する
- 第2条 事実を詳細に把握する
- 第3条 エンドツーエンドで考える
- 第4条 全ての関係者に気を配る
- 第5条 サービスはシンプルにする
- 第6条 デジタル技術を活用し、サービスの価値を高める
- 第7条 利用者の日常体験に溶け込む
- 第8条 自分で作りすぎない
- 第9条 オープンにサービスを作る
- 第10条 何度も繰り返す
- 第11条 一遍にやらず、一貫してやる
- 第12条 システムではなくサービスを作る

4.3.4. 小さく、できるところから迅速に取り組む

- ・ 変化のスピードが速いという特性を持つデジタル技術の活用によって、ユーザー視点でのサービス提供を目指すDXの取り組みを「時間をかけて、完璧にしてから大規模に」という従来型のアプローチで進めていくのは困難です。
- ・ ユーザーの求めるものをいち早く実現するために、サービスや機能を限定して始め、のちにニーズに応じて規模を拡大できるよう、「小さく、できるところから迅速に」というスモールスタート、アジャイル型のアプローチを基本として、変化に素早く対応できる柔軟性をもって取り組みます。

4.3.5. 全体最適の視点で取り組む

- ・ DXを進めるうえでは一人ひとりが当事者意識をもって創意工夫しながら取り組むことが重要ですが、局所的な視点で進めてしまうと、いわゆるサイロ化⁹や部分最適に陥り、イノベーションが阻害されるだけでなく、セキュリティやコストに対するITガバナンス¹⁰も損なわれてしてしまう可能性があります。

8 目指すべきデジタル社会の実現に向けて、政府が迅速かつ重点的に実施すべき施策を示すために国が令和3年(2021年)12月に策定した計画。同計画の策定に伴い「デジタル・ガバメント実行計画」は廃止され、同計画に統合されている。

9 牧場などで飼料を貯蔵する円筒形の貯蔵庫(サイロ)に見立て、システムが部署ごとに分かれ、データが連携されていない状態やビジネスにおいて業務が縦割りの組織構造によって分断されている状態をいう。

10 企業等がITへの投資、効果、リスクを継続的に最適化するための組織的な仕組みのこと。

- ・ このため、部署ごとではなく組織全体、個々の業務プロセスだけではなく業務全体、個々の事業だけでなくその他の政策・施策全体、市役所だけでなく地域全体の視点をもって、全体最適を目指して取り組みます。

4.3.6. 未来志向でチャレンジ精神をもって取り組む

- ・ 変革にはリスクが伴うこともありえますが、「やることによるリスク」だけではなく、「やらないことによるリスク」も考える必要があります。
- ・ 検証可能な仮説や明確な目標を持ったチャレンジは、たとえ失敗しても成功の通過点ととらえる価値観を共有しながら、これまでの常識やルール、前例主義にとらわれることなく、「今後はどうあるべきか」という未来志向で取り組みます。

4.3.7. たのしみながら取り組む

- ・ デジタル技術の可能性を想像してワクワクすることや実際に課題を解決する過程そのものをたのしむことはDXを成功に導くための最も重要な要素の一つです。
- ・ 取り組みの過程における苦労や喜び、変革がもたらす成果や成功体験を地域全体で分かち合い、たのしみながら取り組みます。

5. DX 推進に向けた重点項目

5.1. 手続きのデジタル化・オンライン化の推進

- ・ 市は、住民や事業者に身近な行政サービスを提供する役割を担っており、行政手続きのデジタル化・オンライン化は、住民等の利便性の向上という観点からも優先的に行う必要があります。
- ・ 既存の手続きをそのままデジタル化・オンライン化するのではなく、デジタル手法が掲げる「デジタル技術を活用した行政手続きの基本原則」（デジタルファースト、ワンスオンリー、コネクテッド・ワンストップ）も踏まえながら、既存の考え方にとらわれずに業務プロセスを見直し、書面主義、押印原則、対面規制の見直しやキャッシュレス決済の導入などを進めます。
- ・ マイナポータル（ぴったりサービス）や民間サービス等の活用により、スマートフォン等からいつでもどこでも簡単に、申請から決済までの手続きを一貫して行うことができるようにすることを目指します。

5.2. マイナンバーカードの普及促進

- ・ オンラインで確実な本人確認を行うことができるマイナンバーカードは、今後のデジタル社会の基盤になるものであり、国の「自治体 DX 推進計画」では、令和4年度（2022年度）末までにほぼ全国民にマイナンバーカードが行き渡ることを目指すことが想定されています。
- ・ 当市においても、引き続きマイナンバーカードの普及促進に努めるとともに、市の行政サービスとマイナポータルとの連携等を通じてマイナンバーカードの利便性を向上させていきます。

5.3. デジタルワークプレイスの構築

- ・ 行政課題が高度化・複雑化し市役所全体の業務量が増大し続ける中、限られた人的リソースで様々な行政分野のDXを進めていくためには、職場環境のデジタルシフトにより、変革の原動力となる市職員が生産性を最大限に発揮できる環境をつくることが不可欠です。
- ・ テレワークシステムやWEB会議システム、庁内のインターネット接続環境や無線LAN、認証基盤¹¹などの様々なツールやアプリケーション、ネットワーク等を活用し、職員が働きがいを感じながら、場所にとらわれることなく創造的かつ効率的に働くことができる「デジタルワークプレイス」の構築を進めていきます。

11 システムやサービスを使用するためのID情報と認証情報を一元的に管理し、利便性と安全性を両立するための仕組みのこと。

5.4. 業務の徹底的な効率化

- ・ 市で行っている様々な業務には、デジタル技術が今ほど進展していなかった時代につくられた仕組みに基づいて行われているものも少なくありません。
- ・ 従来の制度や慣行、業務プロセス等をデジタル技術の活用を前提として既存の考え方にとらわれずに徹底的に見直したうえで、デジタル技術を最大限に活用することで職員負担の低減と生産性の向上を図り、効率的・効果的な行政運営の実現を目指します。
- ・ 職員は生み出した時間を政策の立案や市民への相談対応など、人にしかできない業務に振り向け、市民サービスに還元していきます。

5.5. データ利活用の推進

5.5.1. オープンデータ¹²の推進

- ・ 公共データを誰もが利用しやすい形でアクセスできるようにするオープンデータの取り組みは、行政の高度化・効率化・透明性に資するだけでなく、民間における創意工夫を活かした多様なサービスの迅速かつ効率的な提供や公民連携による地域課題の解決などにもつながります。
- ・ 今後は、オープンデータ・バイ・デザイン¹³の考え方に基づいて、公共データの公開及び活用を進めます。

5.5.2. EBPM¹⁴の推進

- ・ 今後、少子高齢化や人口減少等により財源に限られる中では、より効果の高い政策を実施していくことが求められています。
- ・ 市が保有するデータや国や都などの関係機関から得られるデータを有効活用し、政策の企画を勘や経験に頼るのではなく、政策目的を明らかにしたうえで統計データ等の合理的な根拠に基づいて行う、EBPMの取り組みを進めていきます。

12 国、地方公共団体及び事業者が保有する官民データのうち、国民誰もがインターネット等を通じて容易に利用（加工、編集、再配布等）機械判読に適したデータ形式、且つ、無償で二次利用が可能な利用ルールで公開されたデータのこと。

13 公共データについて、オープンデータを前提として情報システムや業務プロセス全体の企画、整備及び運用を行うこと。

14 Evidence Based Policy Making（証拠に基づく政策立案）の略語で、政策の企画をその場限りのエピソードに頼るのではなく、政策目的を明確化したうえで合理的根拠（エビデンス）に基づいて行うこと

5.5.3. データ利活用に向けた基盤の構築や制度等の整備

- ・ 行政内部での利活用にとどまらず、市民や団体、民間事業者、他自治体など、様々な主体と共用化することできるようなデータ活用基盤¹⁵を整え、シビックテック¹⁶や公民連携事業など、地域のオープンイノベーション¹⁷にもつなげていきます。
- ・ 制度の見直しなど国全体の動向も踏まえながら、個人情報の保護にも十分配慮し、適切なデータ利活用に向けた制度や運用ルールについても検討を進めていきます。

5.6. 情報システム・ネットワークの最適化

5.6.1. 自治体の情報システムの標準化・共通化

- ・ 住民記録システムなど、基本的な事務を処理するための情報システムは、各自治体が利便性等の観点から個別に機能のカスタマイズ等を行いながら整備してきたため、制度改正時の改修等に個別に対応せざるを得ず、人的・財政的負担が大きいことが課題となっています。また、国・地方を通じたデジタル化を進める観点からも、各自治体のシステムの機能が標準化されることが望まれます。
- ・ このようなことを踏まえ、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」では、令和7年度（2025年度）を目標時期として、住民基本台帳や固定資産税など基幹系20業務¹⁸のシステムについてガバメントクラウド¹⁹上に構築された標準準拠システムへの移行を進めることとされています。
- ・ 当市においてもシステムの標準化・共通化に対応することにより、システム改修等にかかる費用を低減するとともに、システムの導入に関わっていた職員の工数を、他の分野の業務に振り向け、市民サービスのさらなる向上を目指します。

5.6.2. クラウドサービスの積極的な利用

- ・ これまで自治体の情報システムの整備や運用は、主に庁内やデータセンターに自前のサーバーや回線等を設置する方式を中心に行われてきましたが、近年はクラウド技術の急速な発展により、クラウドサービスの利用による方式についても、コスト、

15 組織の枠を超えて多様なデータの収集・整理・加工・分析ロジックの実行を統合し、データから価値創出するための仕組みのこと。

16 (Civic: 市民) とテック (Tech: テクノロジー) をかけあわせた造語。市民自身が、テクノロジーを活用して、行政サービスの問題や社会課題を解決する取り組み。

17 異分野が持つデータや知識、ノウハウ等を組み合わせることにより、革新的な成果を目指す仕組みのこと。

18 児童手当、住民基本台帳、選挙人名簿管理、固定資産税、個人住民税、法人住民税、軽自動車税、就学、国民健康保険、国民年金、障害福祉、後期高齢者医療、介護保険、生活保護、健康管理、児童扶養手当、子供・子育て支援、戸籍、戸籍の附票、印鑑登録事務。

19 政府情報システムについて、国が共通的な基盤・機能を提供するために整備するクラウドサービスの利用環境のこと。

効率性、柔軟性、セキュリティ、可用性などの様々な面での優位性が高まってきており、多くの自治体において普及が進んでいます。

- ・ 当市においても、クラウド・バイ・デフォルト²⁰を原則にクラウドサービスの利用を積極的に検討し、情報システムの「所有から利用への転換」を図っていきます。

5.6.3. ネットワークの最適化

- ・ 現在、自治体では情報セキュリティ確保の観点から、「マイナンバー利用事務系」、「LWAN 接続系」、「インターネット接続系」の三層にネットワークを分離する「三層の対策」を取ることが基本とされています。
- ・ 「三層の対策」により、セキュリティを強固に保つことができる一方で、各ネットワークをまたいだ情報の活用が制限されるため、利便性の向上やシステムやデータの高度利用を図る上での妨げになっていることが課題となっています。
- ・ 今後は、国の「地方公共団体における情報セキュリティポリシー」を踏まえながら、「三層の対策」の見直しを含めたネットワークの最適化を進め、セキュリティと利便性が両立された DX 時代に適応できるネットワーク環境を構築していきます。

5.7. 地域全体の DX 推進

5.7.1. スマートシティ²¹の推進

- ・ 今後の持続可能なまちづくりを継続していくためには、様々な領域に精通した多様な主体との協働が不可欠であるとの認識のもと、当市では「東村山市におけるスマートシティの基本的な考え方」を策定し、「Society5.0²²を見据えたスマートシティによって持続可能なまちづくりを進め、市民の生活の質を向上させる」ことを目指すスマートシティの取り組みを推進しています。
- ・ 今後も「東村山市公民連携プラットフォーム²³」や「東村山市スマートシティ協議会²⁴」など、当市がこれまでに築いてきた仕組みを有効に活用し、市役所及び市職員は地域の DX を推進するハブの役割を担い、多様な主体がそれぞれの得意とする領域で能力を十分に発揮できるようなコミュニティづくりにも注力しながら、スマートシティの取り組みを進めます。

20 情報システムの構築を実施する際に、クラウドサービスの利用を第一候補として考えること。

21 スマートシティ:デジタル化や先進技術を、まちづくりのあらゆる分野において活用し、将来に向け地域の経営資源の持続可能性やまちのレジリエンスを高め、地域課題解決やまちづくりを進めていく一連の取り組み。

22 サイバー空間とフィジカル（現実）空間を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会（Society）のこと。

23 公民連携について民間と行政が共に学び、成長していくための場として、平成 29 年度（2017 年度）に創設したもの。

24 行政のみならず、まちに関わる様々な人々とスマートシティに取り組むことを目的に、課題共有、情報交換、交流、提案等を行う場として令和 2 年度（2020 年度）に発足したもの。

- ・ スマートシティに不可欠なデータ連携基盤である都市 OS²⁵の整備による産官学など自治体の枠を超えたデータの利活用やデジタル技術による地域経済の活性化についても検討していきます。

5.7.2. 東村山スマートスクール構想の推進

- ・ 当市では、タブレット型端末や大型提示装置などのデジタル機器を活用することで教育活動の充実を図る「東村山スマートスクール構想」を推進しています。
- ・ 今後も地域の核としての学校の機能や役割²⁶を踏まえながら、児童・生徒の個性に合わせた「個別最適な学び」と他者と共に学ぶ「協働的な学び」を実現するとともに、日頃からの児童・生徒や保護者、地域住民等とのつながりや地域の核として機能するデジタル環境の整備などを通じて地域全体のデジタル化に寄与していきます。

5.7.3. 地域全体の DX 推進に向けた機運醸成

- ・ 市役所だけでなく地域全体でDXの効果を最大化していくためには、市民や事業者など地域に関わる様々な方たちが実際にデジタル技術に触れ、便利さを実感し、慣れ親しんでいただくことが重要です。
- ・ このため、市民や事業者等に対してオンライン手続きやキャッシュレス決済、市の公式アプリの利用促進など、デジタル技術の活用に向けた啓発や支援等を行うことで地域の機運醸成を図っていきます。

5.7.4. デジタル格差の解消

- ・ 地域全体でのDXを進めていくためには、年齢、性別、障害の有無等にかかわらず、すべての人々がデジタル化の恩恵を享受できるようにすることが重要です。
- ・ パソコンやインターネット等のデジタル技術を利用できる人と利用できない人の間に情報格差が生じることがないように、国や都、民間事業者等と連携し、高齢者等が情報通信機器やサービスの利用方法について身近な場所で相談や学習を行える機会を設けるなど、デジタル格差の解消に向けた取り組みを進めていきます。
- ・ 行政手続きのオンライン化・デジタル化や、デジタル技術の活用による業務の効率化などで得られた時間を窓口や相談業務などのサポート業務に振り向けることなど、デジタル技術を利用できない方を間接的に支援する方法も取り入れながら、誰一人取り残すことのない、人にやさしいデジタル化を目指します。

25 サービス連携及び都市間の連携を実現し、さまざまな民間事業者や他の地域が提供するサービス・機能を自由に組み合わせ活用できるようにするための共通基盤となるシステムのこと。

26 東村山市公共施設再生計画において、市内の小中学校は公共施設の再編・再配置における地域の重要な核として位置づけられている。

5.8. IT ガバナンスの確保

5.8.1. セキュリティガバナンスの強化

- ・ 今後、手続きのデジタル化・オンライン化、テレワーク、クラウドサービスなどを推進し効率性や利便性の向上を図っていくうえでは、情報セキュリティについてもDX時代にふさわしい高度な水準で保っていくことが不可欠です。
- ・ 情報システムの構築や運用の設計をする際には、最初からセキュリティを考慮しておく考え方（セキュリティ・ファースト）を徹底するとともに、セキュリティポリシーの見直しや組織的な情報セキュリティマネジメントに取り組みます。

5.8.2. コストガバナンスの強化

- ・ デジタル化にかかる予算は単なるコストではなく未来への投資と考え、必要な投資は積極的に行っていきます。
- ・ 既存の IT 関連コストの見直しやシステムの更新時期や優先順位などを意識した IT 投資の最適化にも併せて取り組みます。

6. 推進体制

6.1. 体制・組織文化

- ・ 全体最適の視点で変革を進めるためには、組織横断的な対応が不可欠であるため、プロジェクトチーム等の仕組みも活用しながら、組織のタテ割りを超えて連携し、チームワークを最大限に発揮できる体制でDXを進めます。
- ・ 組織内の心理的安全性²⁷の確保にも留意し、多様な価値観による議論をベースに、実践を通じて、新しい価値を生み出すことができる文化的土壌をつくっていきます。

6.2. 人材の育成・確保

6.2.1. 内部人材の育成

- ・ 各部門の役割に応じたデジタル人材を職員として適切に配置することができるよう、ITに関する基礎的な知識や、デザイン思考²⁸、リーダーシップ、企画立案など、DXを進めるうえで必要となる知識、ノウハウ、スキル、マインドを兼ね備えた人材を育成していきます。
- ・ 職員が必要な知識やスキルを習得することができるよう研修等の機会を設けるとともに、職員自身が実際に様々なデジタル技術に触れ、デジタルの可能性を体感しながら知識やスキルを習得する、実践による学びも重視して取り組みます。

6.2.2. 外部人材の登用や公民連携によるリソースの確保

- ・ すべてを市が自前で行うという「自前主義」の発想では、高度なデジタル技術を活用しながら、ユーザー中心で細やかなサービスを提供することは困難です。
- ・ 民間事業者等からのデジタル技術やチェンジマネジメント²⁹に関する高度な知見や経験を有するDXの専門人材の登用や、これまでに当市が積極的に取り組んできた様々な公民連携手法を駆使し、DXの推進に必要なリソースを確保していきます。

27 組織の中で自分の考えや気持ちを誰に対してでも安心して発言できる状態のこと。

28 デザイナーがデザインを行う際に用いるプロセスをビジネス上の課題解決等に活用する考え方。

29 組織の変革を効率的に成功に導くためのマネジメント手法のこと。

7. DX 推進に向けた工程表（ロードマップ）

当面は、国の自治体 DX 推進計画の計画期間である令和 7 年度（2025 年度）までを一つの区切りとし、以下の工程表に基づき DX を推進していきます。

DX 推進に向けた工程表

重点項目	令和 4 年度 (2022 年度)	令和 5 年度 (2023 年度)	令和 6 年度 (2024 年度)	令和 7 年度 (2025 年度)
手続きのデジタル化・オンライン化の推進	窓口業務のキャッシュレス決済の導入			
	マイナポータル（びったりサービス）による子育て・介護関係手続き等のオンライン化			
	その他手続きのデジタル化・オンライン化			
マイナンバーカードの普及・促進	マイナンバーカードの普及促進			
	マイナンバーカードの活用推進（コンビニ交付、保険証利用等）			
デジタルワークプレイスの構築	庁内無線ネットワーク・認証システムの構築・インターネット閲覧環境の更新等			
	テレワークシステム、ビジネスチャット、WEB 会議システム等の活用推進等			
業務の徹底的な効率化	押印の廃止等を含めた業務の見直し			
	RPA、AI 等の活用による庁内業務（データ入出力業務、データ作成・管理業務等）の効率化			
	文書管理システムの導入			
データ利活用の推進	データ活用基盤の整備に向けた検討、オープンデータ、EBPM の推進等			
情報システム・ネットワークの最適化	ガバメントクラウド、標準準拠システムへの移行			
	市役所サーバー室内のシステムの仮想化及びデータセンターへの移行			
	庁内ネットワークの最適化に向けた検討等			
地域全体の DX 推進	スマートシティ協議会の運営、都市 OS の導入検討			
	東村山スマートスクール構想の推進			
	デジタル技術の活用に向けた啓発・支援、デジタル格差解消に向けた取り組みの推進等			
IT ガバナンスの確保	セキュリティポリシーの見直し、情報セキュリティマネジメントの推進 IT コストの最適化に向けた検討等			

東村山市 DX 推進基本方針

令和 4 年（2022 年）3 月

発行

東村山市経営政策部情報政策課
〒189-8501 東京都東村山市本町 1 丁目 2 番地 3
TEL:042-393-5111（代表）
<https://www.city.higashimurayama.tokyo.jp/>
